

できることからみんなで  
取り組みましょう！

# 働き方改革



令和5年2月は

## 教職員の働き方改革取組強化月間

です

職員の皆さんはこれを契機に**自らの働き方を改めて見直し**、より効率的・効果的な業務遂行を心掛けてください。

具体的な取組例  
は裏面をご覧ください

皆さん自身の健康保持のため、**月80時間**を超える長時間の時間外在校等時間が**生じないように**してください。

自身の時間外在校等時間を勤務時間管理システム等により日々把握・確認し、セルフマネジメントする意識を持つとともに、万が一、1ヶ月の見込みで80時間を超えそうな場合は、管理職に相談してください。

※80時間以内なら時間外在校等時間が生じても良いという趣旨ではありません。

### 働き方改革の目的

- ① **ワークライフバランス**を実現し、**健康でやりがい**を持って働ける環境を整備  
特に、過労死が社会問題化し、精神疾患により休職する教員の数も全国的に増加傾向にある中、職員の皆さんの健康確保は何よりも重要です。

#### 【長時間労働と脳・心臓疾患等】

時間外労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど業務と脳・心臓疾患発症の関連性が徐々に強まるといわれ、月100時間超または2~6カ月平均で月80時間を超えると業務と発症との関連性が強いとされています。

#### 時間外労働

月100時間超または  
2~6月平均で月80時間超

長くなるほど

月45時間以内

#### 健康障害のリスク

高  
↑  
徐々に高まる  
↑  
低

- ② **学校教育の質**を維持・向上

教員の心身が疲弊しては、子どもたちに質の高い教育を提供することはできません。また、個々の教員の献身的な取組に頼るだけでは人材確保や持続的な教育活動に支障が生じかねません。

・教師が・・・自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的であり・・・(平成31年1月 中教審「学校における働き方改革」答申より)

### 働き方改革の数値目標

福岡県教育委員会では、教職員の働き方改革取組指針に基づき、令和6年度までに時間外在校等時間を**年360時間(月45時間)以内**とする目標を掲げ、さらに緊急の課題として今年度中に**月80時間超の時間外在校等時間の解消**に取り組んでいます。

数値目標の達成のみが目的化し、いわゆる「不正打刻」を行う(行わせる)ことは決してあってはいけません。また、業務の持ち帰りは行わないことが原則です。



# 働き方改革の取組例

## <個人で取組むこと>



### 業務内容のリスト化による働き方の見直し

一週間の業務内容を大まかにリスト化し、過剰になっていることや非効率がないか点検し、必要に応じて見直しを行ってみましょう

「これってなんのため?」、「本当に今のままでいい?」、「もっと時間対効果を高められる方法はない?」などの視点から見直すことがポイントです。

これまでのやり方を変えるのは勇気がいりますが、小さなことでも構いません。できることから取り組んでみてください。

(例)

- Webアンケートを取り入れ、印刷やデータ入力などの業務を解消する
- 学習プリントや小テストは他の教員が作成したものや昨年度に作成したものを活用する、または回数を減らす
- 部活動の指導時間を削減する、土日の練習試合を減らす、部活動指導員や他の顧問に指導を任せると



### 勤務時間の目標設定

「今日(今週)は〇〇時までには帰る」などの目標を決めましょう

タイムリミットがあることで、自然と効率的な業務遂行やタイムマネジメントの意識が生じます。

緊急対応等の真にやむを得ない場合を除き、目標の時間を厳守することがポイントです。

- 勤務時間管理システム等で超過勤務時間を日々把握・確認する
- 「遅くとも19時までに帰宅する」ことを目標に設定する
- 学校で決められた定時退校日や学校閉庁時刻を遵守する
- 朝の出勤時間を15分遅らせる(月に約5時間の削減となります)

## <学校全体や学年・分掌等のグループ単位で取組むこと>

学校全体の取組についても、積極的に提案しましょう!

教職員の意識改革	業務改善の推進	部活動の負担軽減	専門スタッフの活用等
○定時退校日の徹底 ○タイムマネジメント意識の醸成	○会議や研修の精選 ○学校行事の簡素化や見直し ○ICTの活用 ○時差出勤の制度化	○休養日や活動時間の適切な設定と遵守 ○複数顧問によるローテーション指導	○部活動指導員やICT支援員等の更なる活用

### 【働き方改革関連サイト】

働き方改革や学校の業務改善に関する取組事例は次のサイトも参考にしてください。

≫教職員の働き方改革・業務改善についてのページ(福岡県教育委員会教職員課)  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyousyoku-hatarakikata.html>



≫改訂版 全国の学校における働き方改革事例集(令和4年2月)(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/hatarakikata/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00001.html)



### メンタルヘルス相談窓口の御案内

業務上のストレスなどでお悩みの方は、次のメンタルヘルス相談窓口が利用できます。

≫こころの健康相談(九州中央病院)  
TEL 092-541-4936  
○実施方法 医師による面談(要予約)  
○相談時間 月~金 9:00~17:00  
○所定の回数までは無料  
○利用の際は「こころの健康相談」と申し出ること。

≫教職員カウンセリングサービス(福岡県教職員互助会)  
TEL 0120-556-804  
○実施方法 臨床心理士と教育経験者のチームによるカウンセリング(電話相談)  
○相談時間 土・日 11:00~16:00